

平成27年10月20日をもって
「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務の受付を終了します。

省エネ住宅ポイント

「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務

省エネ住宅ポイント制度は、一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。



**省エネ住宅ポイント制度は、予算額に達した時点で
終了となります。**

**これを受け、『省エネ住宅ポイント対象住宅証明書』の
発行業務の受付につきまして、平成27年10月20日
をもって終了させていただきます。**

**また、証明書の申請は、余裕をもってご依頼いただき
ますようお願いいたします。**

- ※1 平成27年10月20日の書類到着分までを受付とします。
- ※2 期日までに申請された建物についての省エネポイント発行を保証するものではありません。
- ※3 審査着手前にポイント申請が終了した場合、手数料は返還します。ただし、審査着手後の審査料は返還しません。
- ※4 予算に対するポイント申請の状況により、終了日を変更する場合があります。